

科学者委員会運営要綱

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

- 改正 平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定
- 改正 平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定
- 改正 平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定
- 改正 平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定
- 改正 平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定
- 改正 平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定
- 改正 平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定
- 改正 平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定
- 改正 平成22年3月25日日本学術会議第92回幹事会決定
- 改正 平成22年5月27日日本学術会議第96回幹事会決定
- 改正 平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定

(組織)

第1 科学者委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第5条第1号担当）、各部の3名（うち1名は役員とする。）及び地区会議代表幹事会の1名の会員をもって組織する。

(分科会)

第2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	備考
広報分科会	広報刊行物等の編集又は編集協力に関すること	各部の2名以内の会員及び委員会の委員3名	
男女共同参画分科会	科学に関する男女共同参画の推進に関すること	各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
学術体制分科会	学術の制度・振興等に関すること	各部の4名以内の会員及び委員会の6名以内の委員	
学協会の機能強化方策検討	学協会の機能強化に資する方策の検	各部の2名以内の会員及び委員会の3名	

等分科会	討等に関すること	以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
学術団体のあり方に関する調査研究小委員会	学術団体のあり方に関する調査研究に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
学術の大型研究計画検討分科会	学術の大型研究計画の検討に関すること	各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
学術誌問題検討分科会	学術誌問題の検討に関すること	各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
知的財産検討分科会	知的財産政策等に関すること	各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	

(庶務)

第3 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。ただし、学術体制分科会、学術の大型研究計画検討分科会、学術誌問題検討分科会、知的財産検討分科会及び学術統計検討分科会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年 2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年 3月25日日本学術会議第92回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年 5月27日日本学術会議第96回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年 9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。